

知っておきたい著作権

著作権委員会

私達が日頃楽しんでいるスクエアダンス、ラウンドダンス、カントリーウエスタンダンスにとって音楽は切り離せない存在です。楽しい動きを指示してくれるコーラー、キューアー、インストラクターも欠かせません。

これらのダンスは、誰もが自由に楽しむことができますが、自由って事なら何をやってもいいのか？いえいえ、決してそうではありません。音楽等の利用に当たってはルール（法の定め）やマナーに留意する必要があります。これが著作権です。

S協ニュース2018年5月号から「知っておきたい著作権」という連載をしています。そこで掲載した記事をここに再掲することにしました。また、「著作権保護に向けてのガイドライン」（2016年8月6日）を載せておきます。

気になったことがあったら読み返していただき、音楽や著作物を正しく利用されることを願っています。

索引	テーマ	頁
1.	音楽のコピー	2
2.	パーティー等での録音	3
3.	演奏権	4
4.	SNS投稿での留意点	5
5.	音楽のダウンロード	6
6.	著作物使用料の請求	7
7.	パソコン編(譲渡)	8
8.	パソコン編(コンテンツ利用)	10
9.	パーティーを計画する上で注意すべき点	11
10.	著作人格権 II	12
11.	F. A. Q	13
12.	著作権保護に向けてのガイドライン (別の資料を表示します)	

知っておきたい著作権～音楽のコピー～

『音楽のコピー』

2018年度より著作権に関する情報をダンサー、コーラーに向けて発信いたします。なるべく簡単に分かり易く、しかしながら、留意すべき点をお伝えしていきたいと思います。尚、S協のホームページの表紙に“音楽著作権の保護について”として「**著作権保護に向けてのガイドライン**」を掲載していますので、こちらも再読していただきたいと思います。

第1回目の今回のテーマは、基本中の基本である『音楽のコピー』についてです。

著作権には12種類の権利があり、その第一に著作物のコピーを作る権利（複製権）があります。これは、著作者だけが専有する権利で、著作者に無断で著作物を複製することはできません。

しかし、著作物を「個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲以内において使用すること」を目的とする場合には、著作権者の許諾なしに、使用者が複製すること（私的使用のための複製）が認められています。

「私的使用目的」の範囲

- ・自分のバックアップのため
- ・家庭内の家族間のコピー
- ・ごく親しい特定の友人数人程度の範囲内のコピー

音楽をコピーする際には上記を参照いただき、適正に行ってください。

著作権特別委員会 中川 裕

[先頭に戻る](#)

知っておきたい著作権 ～パーティ等での録音～

『音楽の録音』

2018 年 5 月号より著作権に関する情報をダンサー、コーラーに向けて発信を開始いたしました。今回は、『音楽の録音』についてお伝えします。

第 2 回目の今回のテーマは、前回の『音楽のコピー』に関連した『パーティ等での録音』についてです。

前回は、著作権の権利の一つである複製権があり、「私的使用目的」の範囲であれば、コピーができることをお伝えしました。今回は、皆さんに深く関わるパーティ等のコールの録音についてです。

著作権法 89 条 1 項で「アーティスト（実演家）の演奏（実演）は、著作隣接権として保護される」と定められています。コーラーは、「実演家」に相当し、①実演家人格権 ②許諾権（財産権）③報酬請求権 の権利を有します。皆様に関わる場所は、許諾権の内の録音権です。

楽しいコールや好みのコーラーのコールを録音されている方が多くおられますが、私的使用の目的であれば、パーティ等での録音は認められています。

しかしながら、主催者が「録音をご遠慮下さい」とアナウンスしている場合は、無断で録音することは契約違反となります。

録音する際のマナーとして、主催者に「録音していいですか」と一声かけてください。また、録音したコールは、私的使用目的のみに許可されています。例会や講習会での利用は、演奏権として著作権法で保護され、できませんのでお気をつけください。なお、録音は、コーラーの権利のほか、音源を製作した者の権利にも関係しますので、十分な留意が必要です。

著作権特別委員会 中川 裕

[先頭に戻る](#)

知っておきたい著作権 ～演奏権～

今回は、『演奏権』に関してお伝えします。

著作権は、著作物（楽曲）を利用する方法によってさまざまな権利に分かれています。例えば、演奏するときには演奏権、録音するときには複製権が関係してきます。スクエアダンスにとって音楽は不可欠ですが、例会やパーティー等で利用する音楽も演奏権の対象となります。私たちがスクエアダンスを楽しめるのは素敵な音楽を産み出した作曲者のおかげであり、その音楽でダンスを楽しんでいるのですから、私たちは演奏権を利用していることになります。本来、著作物を再生・演奏する場合、著作者に対して許可を得ることが必要であり、著作者は楽曲の利用を認める対価として、利用料を請求することができます。では、私たちが音楽を利用する度に、作曲者に演奏権料を支払う必要があるのでしょうか？

実は、著作権法には、「著作権者の許可なく利用できる場合」が規定されています。

それは、「営利を目的としない上演等」の場合です。この条件に当てはまるためには、次の3つの要件を“すべて満たす”必要があります。

- ①営利を目的としないこと
- ②聴衆又は観衆から料金を受けないこと
- ③実演家に報酬が支払われないこと

S 協の倫理要綱の8項は、「私たちの活動は物質的な利益を得ようとするものではない」ことを規定しています。私たちが開催しているスクエアダンスパーティーでは、会場費や設備費など必要な経費を分担するための参加費を集めていますが、参加費は、SD 愛好者仲間による経費の分担金であって、利益が発生する金額ではなく、「料金」にはあたりません。さらに、スクエアダンスパーティーで、録音した音楽を流している場合、実演家に報酬を支払うということはありません。その結果、前述した①から③の要件を満たすこととなり、演奏権料を支払わないでスクエアダンスを楽しむことができます。

逆にいうと、前述した3つの要件を満たさない場合は、演奏権料を支払う必要がでてきます。例えば、SD 愛好者仲間以外の人から入場料を徴収したり、参加費の名目であっても利益が発生させるような金額に設定したりすると、音楽の利用を管理している組織（日本音楽著作権協会（JASRAC）など）から演奏権料の支払いを求められる可能性があります。なお、上述したとおり、著作権には、演奏権だけでなく複製権などの他の権利もあるため、利用方法によっては、複製権料等の支払いを請求される可能性があります。2016 年に S 協が発表した「著作権保護に向けてのガイドライン」をご覧ください、このガイドラインに沿った活動をしていただけるようよろしくお願いします。

著作権特別委員会

[先頭に戻る](#)

知っておきたい著作権 ～SNS 投稿での留意点～

面白い動画や写真、音楽を友達に紹介したくて SNS (LINE や Facebook 等) にアップされている方も多いと思います。

注意すべき点として、他人が作成したものを無断でコピーし、インターネット上に公開すると、「複製権」及び、「自動公衆送信権」を侵害するということになります。又、自分が撮影したものでも「肖像権」が絡みますので、SNS へのアップは慎重に行いましょう。

「複製権」については、「私的使用目的」の範囲として「個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲以内において使用すること」を目的とする場合には、著作権者の許諾なしに、使用者が複製すること（私的使用のための複製）が認められています。

今の時代、簡単に作品を複製することができますが、「私的使用目的」を拡大解釈して著作者に無断で複製を繰り返していくと、作品を生み出し販売している著作権者へは対価が支払われないということになります。

「自動公衆送信権」とは、インターネット上に著作物をアップし、不特定多数がアクセス可能な状態にすることです。これらの権利は著作者が保有しておりますので、著作者に無断で行うことはできません。著作者に無断で写真、音楽、動画等を SNS にアップすることや、「ファイル交換ソフト」での著作物の公開が該当します。

こうした不当な手段で流通した著作物からは、著作者は対価を得ることができません。その結果、次の作品を作り出すことができなくなります。だからこそ、著作者を評価し、守るべきものとして著作権はあるのです。

さらに、写真や動画には「肖像権」という問題があります。人物の撮影をするときに、被写体に口頭もしくは書面で撮影されたものをどのような用途で使うのか、どのような媒体で公開するのかを説明して同意を得ている場合は肖像権の侵害とはなりませんが、同意を得ずに SNS にアップしたりすると、トラブルになる可能性がありますので注意が必要です。

また、パーティ等の公のイベントの場所での公の行動を撮影した場合は、多くの人から撮影されることが、誰にでも予測がつくので肖像権の侵害にあたることは少ないのですが、HP や SNS に動画や写真をアップする場合は「著作権」と「肖像権」に対する配慮が必要となります。

肖像権のトラブルを回避する方法として会場やチラシ等で「パーティでの写真や動画をホームページに掲載することがあります。」と告知しておくという方法もあります。

著作権特別委員会

[先頭に戻る](#)

知っておきたい著作権 ～音楽のダウンロード～

今回は『音楽のダウンロード』についてお伝えします。

みなさん、「インターネットから、映画や音楽を無断でダウンロードすることは違法である」ということを耳にしたことがあると思います。今やインターネットの各サイトでいろんな映像や音楽を無料で楽しむことができる大変便利な時代になりました。でも、注意が必要です。2012 年 10 月に違法ダウンロードが刑罰の対象となりました。

では、「違法ダウンロード」とはどのような行為をいうのでしょうか？

音楽や映画の作者には、著作権法で無断で作品を利用（コピーやインターネットで送信することなど）させない権利「著作権」が与えられています。インターネット上にある音楽や映画の中には、作者に無断で掲載されたもの「いわゆる海賊版」もあります。このような海賊版の音楽や映画を、海賊版であると知りながらパソコンなどに取り込むこと（ダウンロード）を「違法ダウンロード」といいます。特に、これらの元の音楽や映画がCDやDVDとして正規に販売されている場合などには、「違法ダウンロード」となり刑罰の対象になる危険性があります。単に見たり聞いたりするだけでは、刑罰の対象になりませんが、音楽や映画を録音・録画する場合は特に注意が必要です。

では、テレビ番組等を録画して楽しむのは違法でしょうか？著作権法では、「自分自身で楽しむことを目的に、音楽や映画を録画・録音する行為は、作者に了解を得なくても、自由に行ってよい」となっています。しかし、自分で楽しむ以外の目的で利用すると著作権違反となる可能性が高いので、スクエアダンスの例会や練習会、講習会、パーティー等で利用する曲は、正規のレコード会社等が運営しているサイトから購入したものを利用することを強くお勧めします。また、録画・録音した動画や音楽を無断で SNS へアップしたり、友人に送付したりすることも、違法となりますので、注意してください。

著作権特別委員会

出典：「違法ダウンロードの刑事罰化についての Q&A」文化庁

http://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/download_qa/pdf/dl_qa_child_ver2.pdf

[先頭に戻る](#)

知っておきたい著作権 ～著作物使用料の請求～

今回は『音楽著作権協会(JASRAC)から請求を受けた事例と対応』についてお知らせします。

2018年4月関東の公共施設でスクエアダンスクラブのアニバーサリーパーティーが開催されました。

暫くしてクラブの代表者のところに一般社団法人日本音楽著作権協会 (JASRAC) から「音楽をご利用になるときの著作権手続きのご案内」という書面と説明の書面と申請書類が届きました。

その中には「ダンス等で JASRAC が管理する音楽著作物を利用するときには JASRAC の許諾を得て、著作物使用料を支払う必要がある」と書かれています。主催クラブから JASRAC にパーティー開催の連絡はしていませんが、最近、JASRAC が会場となる公共施設の利用情報を得て、使用物使用料を請求をするという事例が見受けられるようになってきています。

この書面を受けたクラブの代表者は直ちに S 協事務局に連絡し、S 協が JASRAC とやり取りをした結果、利用申込の手続きが不要な催しとして認められました。

著作物使用料は、本来、音楽等を利用する場合には支払わなければならない性質のものです。が、例外として徴収が免除（手続きが不要）となるケースがあります。スクエアダンスの例会やパーティー等は、この例外の適用を受け、これまで、著作物使用料は支払っていません。

しかし、昨今は音楽教室の練習に対して著作物使用料が求められる事例が見られるようになりました。著作物使用料を請求する範囲が、より広く解釈されるようになってきています。手続きが不要となるケースは次の要件をすべて満たす事が求められています。

1. 営利を目的としない
2. 参加者から料金を徴収しない
3. 実演家に報酬が支払われない

参加費（実費負担）の名目であっても利益が出るような場合、または講師が受講料を徴収するようなケースは、営利とみなされる場合があります。

S 協ではかねてから、スクエアダンスの活動が著作物使用料徴収の対象とならないように、また違法な行為を行わないように「著作権保護に向けてのガイドライン」を制定・周知し、また「知っておきたい著作権」の連載で著作権保護に対する啓発活動を重ねています。これらを遵守していただきながら活動を進めていただきますようお願いします。

それでも、JASRAC からこのような書面が届くことがあります。そのような場合は、主催するクラブに対応の責務がありますが、すぐにご自身で対処せずに、まず S 協事務局にご相談ください。S 協では正会員に登録した団体がガイドラインに沿って行う活動について、解決に向けて協力します。

著作権特別委員会

[先頭に戻る](#)

知っておきたい著作権 ～パソコン編（譲渡）～

今回は、レコードに代わってスクエアダンス音楽再生の主流となってきたパソコンについて、それを譲渡する時に注意しなければならない著作権についてお伝えします。

使用する側からみると、パソコンは物（ハードウェア）として認識されそうですが、パソコンを動作させるソフトウェアやデータは著作権の塊です。パソコンの譲渡に当たっては、インストールされているソフトウェアやデータの著作権について注意する必要があります。

パソコンに関するソフトウェアやデータには、次のようなものがあります。

- ①購入時にインストールされているソフトウェアやデータ
- ②購入後に追加でインストールしたソフトウェア（有償）
- ③購入後に追加でインストールしたソフトウェア（フリーソフト※1）
- ④有償で購入した音楽データ等
- ⑤自分で録音・撮影した音源や写真（動画）等

このうち、④については、パソコンの譲渡の際、音楽データ等を複製して手元に残した上でパソコンを譲渡すると、「複製権」を侵害するおそれがあります。また、⑤については、個人が撮影された写真（動画）等をパソコンに残したまま譲渡すると、「肖像権」などを侵害する恐れがあります。これらは過去の記事で取り上げられておりますので、

<http://www.squaredance.or.jp/jimu/shiryo.html>

一般社団法人日本スクエアダンス協会の「資料・様式」ページの「知っておきたい著作権」を参照してください。

①パソコンに最初から（購入時に）インストールされているソフトウェアについては、パソコンの使用者には使用が許諾されていると判断できますので、問題はありません。

③についてはSDでよく使用されている SqView、SD、SDReader についてはフリーソフト(※1)なので、第三者に公開・販売しなければ問題ありません。

問題となるのは、②の有償で購入してインストールしたソフトウェアです。

写真や動画の編集や、音源の作成ソフトの大半は、インストール時にネットに接続して使用許諾契約に同意しなければインストールできないようになっています。

この場合は、購入者本人のみに使用許諾されていますので、購入者がそのソフトを使用しない（他のパソコンにインストールしていない）のであれば第三者への譲渡（移転）は可能ですが、利用者の登録変更が必要な場合もありますので注意して下さい。

お勧めする方法は、譲渡するときにパソコンの初期化（データ等をすべて消去し購入時の状態にする）して渡す方法です。そうでなく、使用時のソフトウェアやデータを残したまま譲渡する時は著作権が侵害されないよう十分ご注意下さい。

※1 フリーソフト

フリーソフトとは、無償で利用できるソフトウェアのことを言います。ダウンロードや利用で対価を支払う必要がないソフトウェアのことで、主に個人で利用する場合に限り無料で使えることが多いようです。但し著作権はソフトウェアの作成者に帰属しますので、作成者から許可を受けていなければ改変したり販売することはできません。

著作権特別委員会

[先頭に戻る](#)

知っておきたい著作権 ～パソコン編(コンテンツ利用)～

今回は、パソコンを利用する際に注意しなければならない著作権についてお伝えします。

昨今はインターネットを通じて、いろんなコンテンツ（文章・ニュース記事・映像・写真・イラスト・音楽）などを簡単に入手することができるようになりました。

これらのコンテンツを個人として楽しむほかに、これらの内容を拝借してチラシやパンフレット等を作りたいと思われることも多いでしょう。しかし、これらのコンテンツにはそれぞれ著作権その他の権利保有者がおり、無許可で以下のような行為を行うと著作権等の侵害となる場合がありますのでご注意ください。

- 新聞・雑誌の利用

新聞や雑誌の記事をパンフレット等に掲載したり SNS へ転載する行為

- 写真・イラストの利用

Web サイトから写真やイラストを転用する行為

※人物写真の場合、写真に写っている人の肖像権にも配慮が必要となります。

※Web サイト上では著作権フリーの写真やイラストも多数存在していますが、利用条件が定められているものも多いので、利用する際は利用条件の確認を必ず行うようにしましょう。

- 地図の利用

チラシやパンフレットを作成する際に、一般に販売されている地図やインターネット上に公開されている地図を複写・転用する行為

- 歌詞や楽譜の利用

歌詞や楽譜を無断でコピーして配布する行為

（複製権の侵害）

こんなに注意しなければならないことがあるなんて大変だ！と思われるかもしれませんが、合法的なサイトを私的に閲覧するだけであれば問題はありません。パーティーのチラシやパンフレット等を作るときにコンテンツの複写・転用などを行う場合にはくれぐれもご注意ください。

尚、S 協ホームページにはチラシデザインコンテストで入賞したチラシデザイン集が掲載されています。こちらは無料で活用できます。

また、Windows7 パソコンをご利用の方は2020年1月でマイクロソフトのサポート終了となり、セキュリティ脅威にさらされることになります。買い換え又はインターネットからの切り離しをお勧めします。

（著作権特別委員会）

[先頭に戻る](#)

知っておきたい著作権 ～パーティーを計画する上で注意すべき点～

著作権委員会

パーティーは楽しいですが、著作権については配慮すべき事項があります。以前にも演奏権のテーマで取り上げておりますが、今回はパーティーを開催するにあたり注意すべき項目をより具体的に取り上げました。尚、記述がくどくならないように「SD/RD/CW ダンス」を纏めて「SD」、「コーラー／キューアー／インストラクター」を纏めて「コーラー」と表記していますので、必要に応じて読み替えてください。

1. 会費の設定

使用する会場の広さやパーティー参加者の人数を予測し、使用料やその他の経費を概算した金額から参加費を決定しますが、収支プラスが大きすぎてしまうと収益事業とみなされるおそれがありますのでご注意ください。

2. チラシ作成時の注意点

1) 「SD 愛好者の皆様へ」

この文言をチラシの最上部に目立つように入れてください。このパーティーが一般大衆ではなく、SD 愛好者の為のパーティーであることを周知します。

2) 「参加費は S 協会員とその他の SD 愛好者」と表記するようにします。

「S 協会員と一般」と表記すると誰でも参加可能ではないかと誤解される場合があります。

3) 「著作権の保護」について注意喚起しましょう。

開催要項及びコーラーにコールの依頼文を出すときには、「著作権の保護につきまして各人で十分に留意願います。」と入れましょう。

4) 「主催、共催、後援」の表記を入れましょう。

主催・共催される団体が S 協の正会員であれば、(日本スクエアダンス協会会員) の表記を入れるようにしてください。

統括支部、自治体等から後援を得られるならば、申請し後援表記も入れてください。これによって公益性が PR できます。

5) チラシのデザインについて

チラシに使用するイラストや写真の著作権に配慮してください。

雑誌やネットから拾ったり、出所不明のイラストや写真等を安易に使用しないでください。使用するイラストや写真の著作権について確認し、著作権上問題のないイラストや写真を使用するように配慮してください。

3. 収支の記録と収支報告書の作成

パーティーなどのクラブ行事では合理的で明朗な会計処理が行われなくてはなりません。そのためにも収支報告書を都度作成することをお奨めします。特に音楽著作権に関しては、行事が収益を目的とするものではないことを示す必要があります。お弁当代や宿泊費が参加費に含まれている場合は、収支報告書で確認できるようにしておいてください。ゲストコーラー経費については「交通費・宿泊費・資料代」等実費の負担であることを明確にしてください。謝礼や日当等の表記は誤解されるかもしれません。

4. パーティーの後で

私達の活動は営利目的の活動でなく、著作権料支払いの対象外とされていますが、それでも音楽著作権協会(JASRAC)から楽曲の使用料(著作権料)徴収のため申請書或使用楽曲リスト、収支報告書の提出を求められる事があります。その場合は、S 協事務局にご相談ください。事務局を通し、著作権委員会が検討して対応策をご連絡します。

また、S 協ホームページに掲載している「知っておきたい著作権」をご覧頂き著作権に対する理解を深めておく事をお勧めします。

[先頭に戻る](#)

知っておきたい著作権 ～ 著作者人格権 II ～

著作者人格権は、著作物(二次的著作物を含む)を創作した著作者の人格的利益を保護する権利です。

主に、公表権、氏名表示権、同一性保持権の三つがあります(*詳しいことはS協ニュース2021年5月号参照)が、これらの権利は著作者一身に専属し、譲渡も相続も出来ないもので生存中保護されます。また死後も著作者の名誉や声望を棄損されないよう保護されています。(著作権法 第60条)

次に良くある事例について問題点と配慮すべき点を考えてみましょう。

CASE 1 「DTM」(デスクトップミュージック)

スクエアダンス界でも以前から DTM といって、パソコンと音楽作成ソフトを使って、机の上で打ち込みという手法で、誰でも手軽に曲を制作・編曲することができるようになりました。

全くのオリジナルなら問題は無いのですが、既成曲またはその一部を取り込んだり、改変(編曲)して作成した曲は、著作者人格権を侵害する恐れがあるので慎むべきです。

既成曲の流用について、都市伝説のように“4小節までなら問題ない、2小節までなら大丈夫”などという噂があるようですが、著作権法には明確な基準はありませんので注意が必要です。

CASE 2 「替え歌」

シンギングコールで、稀に日本語やよく知られた異なる歌詞に置き換えてコールをされている場合がありますが、著作者人格権(*同一性保持権および名誉声望棄損禁止権:著作権法 第113条11項)を侵害する可能性があるので控えるようにしましょう。

いずれの CASE も、例会のような小規模な会で披露したり、個人的に楽しむ範囲においては、著作権法に抵触する懸念はあっても、現実的には問題が無いものと思われます。

CASE 3 「音楽生成 AI による音楽」

近ごろ生成 AI が話題になっていますが、文化庁の見解では生成 AI が自律的に生成したものは著作物に該当しませんが、人が意図し AI を道具として利用し生成したものは、著作権が認められる場合があります。その場合の著作権や所有権の帰属先は生成 AI サービスの利用規約に左右されるようです。

著作権委員会

参考文献:「よくわかる音楽著作権ビジネス 基礎編」 安藤和弘著 ほか

[先頭に戻る](#)

音楽の複製(コピー) 2018年5月号

Q 音楽を複製(コピー)して他の人にあげると違法ですか？

A 音楽を複製するには作者の許可が必要ですが、ごく限られた範囲において使用することを目的とする場合は作者の許可なく複製・使用すること(私的使用のための複製)が認められています。ごく限られた範囲とは、自分自身のためのバックアップや家庭内その他これに準ずる範囲で使用する事と定められています。また「これに準ずる」範囲としてごく親しい特定の友人数人程度が対象と解釈されています。

Q 親しい友達に音楽あげるときには、どういうことに注意すればいいですか？

A あくまでも友人個人がその音楽を聴く範囲に留めることが必要です。更に複製して配布することは違法となるので慎むべきです。

パーティー等での録音 2018年7月号

Q パーティーや講習会で録音したいのですが？

A 主催者が録音を認めていれば録音しても構いません。マナーとして主催者に「録音しても良いですか？」と声をかけましょう。

Q 録音したコールやキューが入った音楽を例会等で使いたいのですが？

A 録音したコール・キューの入った音楽は元の音楽の著作権の他にコーラー・キューアーが「実演者」としての権利を有しています。録音した音楽を個人で聴くことは違法ではありませんが、これを例会や講習会、パーティーで利用することは違法です。

演奏権(2018年9月号)

Q パーティーで音楽を使用すると著作権料を払わなければなりませんか？

A 音楽などの著作物を使用するときには利用料を払うこととなっていますが、「営利を目的としない上演等」では、「営利を目的としない」「聴衆又は観衆から料金を受けない」「実演家に報酬が支払われない」の条件を全て満たせば支払わなくて済みます。

SNS投稿(2018年11月)

Q パーティーの動画をYouTubeに投稿してもいいですか？

A 音楽が入った動画をYouTube等のSNSに登録すると「著作権」のほか「肖像権」を侵害するおそれがあり配慮が必要です。音楽著作権に関しては自動的に広告収入から著作権料を支払う仕組みも一部でとられていますが、肖像権については、登場する人へ予め告知し了解を得る等の配慮をすべきでしょう。

音楽のダウンロード(2019年1月)

Q YouTubeにRDの音楽が登録されています。これをダウンロードして例会やパーティーで使いたいのですが。

A YouTube等に登録されている音楽の中に権利保有者が自ら公開しているものもあります。これらをダウンロードして個人として聞くことは違法ではありません。しかし例会やパーティーで使用する事は個人利用の範囲を超え、違法となります。

著作権使用料の請求（２０１９年３月号）

- Q パーティーを開催しようとしたら（開催したら）JASRAC から音楽著作権料の支払いを求められました。どうしたら良いのでしょうか？
- A 営利を目的としない活動で条件を全て満たせば利用料を支払わずに済みます。支払の責務は主催クラブにあります。まずは S 協事務局にご相談下さい。

パソコン譲渡（２０１９年７月号）

- Q パソコンを譲り渡すときにデータは残して譲渡しても良いですか？
- A パソコン内にデータが残っていると個人情報の流出や音楽の複製による著作権侵害、写真の肖像権侵害等の問題が生じる恐れがあります。データは全て消去し、初期化して譲渡することをお勧めします。
- Q 譲り受けたパソコンに音楽データが入っていました。これを例会やパーティーで使って良いですか？
- A 譲渡元の方が同じ音楽データを手元に残さずに譲渡しない限り、違法な複製となる恐れがあります。例会やパーティでは使用しないで下さい。

パソコン編・コンテンツ利用（２０１９年９月号）

- Q クラブのビギナー募集でチラシを作るのですが、インターネット上からダウンロードしたイラストを利用して良いですか？
- A そのイラストが登録されたサイトが、ダウンロード利用を前提として利用承諾をしている場合は、提示された条件に従って利用することができます。それ以外の場合は権利者の承諾を得なければなりません。人物の場合は肖像権にも配慮する必要があります。S 協ホームページに掲載されているチラシデザイン集は無料で使用できます。

著作人格権（2021年５月号）

- Q 最新のヒット曲を使ってコールしたいのですが、自分で楽器や DTM ソフトを使って作った曲を使ってもかまいませんか？
- A SD で使用するときにはシンギングに合うように曲の構成を変えます。場合によっては３拍子の曲を４拍子に変更したりします。これを編曲と言いますが、編曲を行うには原作者の許諾を得ることが必要です。無断で行うと著作人格権の侵害となりますので慎みましょう。
- Q CD を購入して部分的に切り貼りして SD のシンギングに合うようにして使っても良いのでしょうか？
- A 自分で演奏した場合と同じく、曲の構成を変える行為が編曲と捉えられる恐れがあります。また、CD の曲は著作隣接権（演奏者・CD 発売者の権利）もありますので、慎みましょう。

[先頭に戻る](#)